

令和6年度 定時総会

宅建業法施行ポスターに関する中村理事長コメント要旨（抜粋）

1. 宅建業法施行時のポスター

本日議案書と共に皆様のお手元に1枚のポスターをお配りしております。

これは、昭和27年8月1日の宅地建物取引業法施行を周知するために東京都の建設業課が作成したものです。

振り返りますと、宅建業法は今から 72年前に戦後の混乱期の中で悪らつな不動産ブローカーが跋扈し、消費者に損害を及ぼすような事案が多発していたことを憂慮し、のちに建設大臣となる瀬戸山 三男（せとやま みつお）衆議院議員や田中 角栄 衆議院議員をはじめとした有志12名による議員立法により制定されたものです。

そして我が全日本不動産協会は、まさにこの宅建業法に基づく適正な取引を推進することを目的として、宅建業法の制定と同じ昭和27年6月に設立総会を行い、同年10月に社団法人として建設大臣の許可を受けて設立された団体でございます。

本日、全日本不動産協会は、第72回の総会を開催いたしますが、このとおり、全日の歴史はまさに宅建業法と共に歩んで来た不動産業界の歴史にほかなりません。

代議員の皆様には是非ともこうした歴史をご認識いただき、70有余年の長きにわたり適正な取引の推進に尽力してきた全日の誇りをしっかりと感じ取りながら、引続き健全な不動産業の発展のため、公益に根差した活動に邁進していただきたいと考える次第です。

以上